

## 令和5年度川崎市児童館指導監査における重点事項

本年度の児童館の指導監査は、次の事項に重点を置いて実施するものとする。

### 1 適切な子ども理解

対象となる乳幼児期、児童期、思春期の子どもの発達の特徴や過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人一人の心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めているか。

### 2 適切な支援の実施

- (1) 子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助し、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にしているか。
- (2) 子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行っているか。
- (3) 子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援しているか。

### 3 児童の安全健康及び確保

- (1) 子どもの事故やケガ防止のため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、計画や実施方法を整えているか。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施する時は、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤嚥事故等の発生予防に努めているか。特にアレルギー疾患のある子どもには保護者と協力して誤食事故や食物アレルギーの発生予防に努め、食物アレルギーに対する誤食の防止措置等を適切に行っているか。
- (3) 感染症の発生予防に努めるとともに、感染症や食中毒等の発生時の対応方針をあらかじめ定めているか。
- (4) 感染症対策等非常時において、国や自治体の提供する情報を活用し、関係機関との連携を図りながら、適切な対応を行っているか。また、感染症拡大時において、感染症を理由とした偏見が生じないようにする等、施設を利用する子どもの人権に十分に配慮しているか。

### 4 利用者の人権擁護

- (1) 適切な虐待防止策が取られているか。虐待の把握、虐待の判断、相談援助経過等、対応経過について適切な記録が行われているか。
- (2) 令和2年4月1日施行の「児童福祉法等の一部を改正する法律」に伴う体罰の禁止について正しく理解し、体罰によらない子育ての推進に向けた保護者への支援を積極的にしているか。

- (3) 障害のある子ども、家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子ども、保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる子ども等、配慮を必要とする子どもに対し、関係機関等との連携により適切な支援を行っているか。
- (4) 苦情解決の仕組みが整備され、利用者への周知等情報提供に取り組んでいるか。また、苦情があった場合は適切に対応し、対応経過を記録しているか。
- (5) 個人情報 を適正に管理しているか。また、職員に対し、業務上知り得た個人情報を漏らさないよう措置を講じているか。

## 5 安全及び衛生対策の徹底

- (1) 施設の基準面積が確保されているか、設備が設けられているか。
- (2) 施設及び設備は安全かつ衛生的に維持管理されているか。
- (3) 防火設備の配備、避難・消火訓練等の防災対策が取られているか。また、訓練の結果は適切に記録されているか。
- (4) 安全計画が作成されているか。

## 6 職員の確保と処遇の充実

- (1) 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。また、兼務することができない職員を兼務させていないか。
- (2) 職員を日々適正に配置し、その記録が適正に残されているか。
- (3) 職員の労働条件の改善等、職員の定着化に努めているか。
- (4) 職場におけるパワーハラスメント防止措置が適切に講じられているか。

## 7 諸規程の遵守

就業規則及び給与規程等に基づき、職員の労務管理や給与支給が適正になされているか。

## 8 会計処理の適正化

- (1) 契約を結ぶにあたり、契約締結の必要性を稟議書等により明確にし、請書、契約書等の関係書類を適正に作成し、保管しているか。また、入札を行わなければならない案件を随意契約としていないか。
- (2) 不正経理防止のため、内部けん制体制が確立されているか。